

その他注意事項

- 1 検疫対象品目は、植物検疫証明書（植物検疫所発行）及び輸出検疫証明書（動物検疫所発行）をもって産地証明に代えることができますので、当県の発行する産地証明は必要ありません。
- 2 加工品は、実際に摂食される状態に加工された場所が、最終加工地（産地）となります。単に、包装、パック詰めを行った場所は最終加工地（産地）とはなりません。
- 3 台湾への食品輸出規制は表1のとおりとなっています。加工品における原料及び中間製品等の原産地に対する考え方は、事前に輸入業者に対して問題ないか個別にご確認ください。
- 4 当県では産地証明書の発行のみとなりますので、事前に輸入業者と協議のうえ、追加書類が必要な場合は各自でご準備ください。

表1 台湾における日本産食品の輸入規制状況の概要(令和4年2月21日以降)

【輸入停止】

品目	地域
日本で出荷制限措置がとられている品目※	日本で品目ごとに出荷制限措置がとられている区域
野生鳥獣肉	福島、茨城、栃木、群馬、千葉
キノコ類	
コシアブラ	

【証明書発行対象・内容】

必要な証明	品目	地域
放射性物質 検査報告書 及び 産地証明書	全ての食品（酒類を除く）	福島、茨城、栃木、群馬、千葉
	キノコ類	岩手、宮城、山梨、静岡
	水産物	岩手、宮城
	乳幼児用食品、乳製品	宮城、埼玉、東京
	茶類	静岡
産地証明書	上記を除く全ての食品（酒類を除く）	47都道府県